

市民講座

浦和法律事務所 第16回市民講座

あなたの生活が変わる！？民法大改正！ ～不動産（賃貸借・売買等）について～

民法が制定されたのは、今から125年も前の明治29年のこと。この間、わが国の経済状況も人々の暮らしも大きく変化し、その変化に応じて部分的な改正は行われてきました。しかし、それでは、新たに発生するさまざまな法律問題にとっても追いつきませんでした。その結果、裁判を起こして裁判所に判断を求めなくては、問題が解決できないケースが多々発生しました。そこで、20年ほど前から民法の抜本的な改正が本格的に議論され、平成29年度の通常国会で、ようやく抜本的な改正が行われました。というわけで、民法改正の内容は多岐にわたりますが、今回は不動産に関わる改正部分について、お話しいたします。皆さまの暮らしに改正民法を有効にご活用いただく一助にさせていただければと存じます。

§日時§ 2017年10月14日(土)

午後2時00分～3時00分

(受付開始：午後1時45分)

§会場§ 浦和法律事務所 会議室

§参加費§ 無料(資料のみのご希望はご遠慮願います)

§講師§ 弁護士 鈴木幸子

(埼玉弁護士会所属)

定員18名

ご参加は

お申込み優先

(TEL または FAX)

です

講座終了後、受講者を対象に 無料法律相談会 を開催します

相談会は、本講座の受講者の方の新件のみが対象で、完全予約制となります。相談をご希望の方は、必ず前日までに、お電話(048-833-4621)にて詳細をご確認のうえご予約をお願いします。

お申込み 浦和法律事務所 TEL 048-833-4621 / FAX 048-833-6716
お問合せ

【受付時間 TEL：午前9時～午後6時 / FAX：24時間】

さいたま市浦和区高砂2丁目3-19 新高砂ビル3階

<http://www.urawa-law.jp/>

第16回市民講座 参加申込書	フリガナ	ご連絡先	
	お名前	TEL	
		FAX	
申込人数	計	名	メール

※FAXにてお申し込みの場合、折り返し、確認のご連絡をさせていただきます。

★ご提供頂いた個人情報は、当事務所の個人情報保護方針に基づき、本講座の開催についてのみ利用し、それ以外の目的には利用いたしません。